

茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画 (素案)

平成26年7月18日

目 次

第 1	現状と課題	1
1	保健所を設置する自治体の状況	1
2	国の動き	1
3	神奈川県動き	1
4	茅ヶ崎の保健所の沿革	2
5	茅ヶ崎市の地域保健行政の現状と課題	2
	(1) 保健センターの現状と課題	2
	(2) 健康危機管理の現状と課題	3
	(3) 保健師業務の現状と課題	3
	(4) 療育相談（こどもセンター、家庭児童相談室）の現状と課題	3
第 2	保健所政令市に移行する意義と時期	4
1	保健所政令市に移行する意義	4
	(1) 保健所と保健センターの一体化による総合的な保健サービスの提供	4
	(2) 迅速・的確な健康危機管理体制の構築	4
	(3) 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進	5
	(4) 自主的・自立的な市政の推進	5
2	保健所政令市への移行の時期	6
第 3	保健所政令市の業務	6
1	保健所政令市への移譲事務	6
2	保健所政令市移行に伴う組織体制	7
	(1) 保健所の組織体制	7
	(2) その他関連事業に係る組織対応	7
3	各種受付事務について	7
第 4	保健所政令市移行に伴う職員体制	8
1	保健所に必要な職種	8
2	職員体制の整備に関する基本的な考え方	9
	(1) 職員体制	9
	(2) 職員の確保	9
	(3) 職員の研修	9
第 5	施設の活用等	10
1	既存施設の有効活用	10
2	その他の施設等	10

(1) 衛生検査業務を行う施設	10
(2) 犬の抑留等施設	11
(3) 精神保健相談業務の連携施設	11
3 将来構想	11
第6 財政計画	11
1 歳入の見込み	11
2 歳出の見込み	11
(1) 事業費の見込み	11
(2) 人件費の見込み	11
第7 保健所業務システムの整備	12
第8 条例等の整備	12
1 保健所設置条例	12
2 附属機関設置条例及び各附属機関の規則	12
3 事務委任規則	12
4 手数料条例及び手数料条例施行規則	12
5 その他の条例、規則等	12
第9 附属機関	12
1 感染症診査協議会	12
2 保健所運営協議会	13
第10 保健所政令市移行の推進体制	13
1 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議	13
2 茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議	13
【資料編】	15
1 茅ヶ崎市の保健衛生行政の経緯	16
2 関係法令	18
3 県から政令市への移譲事務	20
4 保健所政令市移行に伴う組織図	22
5 保健所の業務に必要な職	24
6 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議設置要綱	27
7 茅ヶ崎市保健所政令市移行庁内検討会議設置要綱	30
8 保健所等関連施設位置図	32

我が国は、高齢化の急速な進展という人類がこれまで経験したことのない急激な社会構造の変化に直面しています。本市の将来人口の推計（平成22年（2010年）10月1日時点）によると、人口は平成32年（2020年）をピークに減少に転じ、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の高齢者人口は平成47年（2035年）に約1.4倍に増加し、本市の人口全体に占める割合は30.7%となると見込まれています。

一方、新型インフルエンザなどの感染症の流行による健康危機や微小粒子状物質（PM_{2.5}）などの大気汚染への対応のほか、精神疾患や生活習慣病患者の増加にみられる疾病構造の変化、食の安全への意識の高まり、自然災害への対応など、我が国の保健福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような前例のない社会の変化にいかに的確かつ迅速に対応していけるかが、私たち基礎自治体に問われています。そこで、本市の地域保健行政がこれまで以上に柔軟かつ機動的に対応していくことができるよう、神奈川県から保健所に関する権限移譲を受け、平成29年4月に本市が保健所政令市に移行することで、市民の皆さまがいつまでも健康で暮らせる地域づくりを目指すこととしました。

第1 現状と課題

1 保健所を設置する自治体の状況

現在、地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を必置とされている自治体は、47都道府県のほか、20指定都市、43中核市、23特別区となっています。また、自治体の任意で地域保健法施行令第1条第3号に位置づけられることにより保健所を設置する保健所政令市が8市（小樽市（昭和23年）、呉市（昭和23年）、佐世保市（昭和23年）、大牟田市（昭和24年）、藤沢市（平成18年）、八王子市（平成19年）、四日市市（平成20年）、町田市（平成23年））あり、合計141自治体となっています。

2 国の動き

厚生労働省が策定した「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年12月1日厚生省告示第374号）」においては、「人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること。」とされていますが、平成20年厚生労働省健康局総務課長通知「地域保健法第5条第1項に規定する『その他の政令で定める市』への移行手続きについて」においては、「人口30万人未満の市であっても、保健所設置市となっている場合がある」ことが示されています。

なお、厚生労働省は、指針で示されている人口はあくまでも目安であり、地域の自主性及び自立性を高める観点からも保健所政令市移行に関して要件としている事項はなく、保健所業務を担えるかどうか判断基準となるとしています。

3 神奈川県の動き

平成25年2月18日付けで神奈川県が公表した「緊急財政対策の取組状況」において、平成26年度当初に9か所の保健福祉事務所を再編・統合し、本所とセンター（支所）を設置することが示されました。茅ヶ崎保健福祉事務所については、神奈川県衛生

研究所内に移転する方向で検討が進められることとされました。

この方向性に基づき茅ヶ崎保健福祉事務所が移転されると、中心市街地から離れることとなり、保健福祉事務所を利用する市民の皆さまの利便性を損なうことになります。また、市役所周辺の行政拠点地区からも離れることとなり、本市の地域保健行政との連携に少なからず影響が生じることにもなります。そこで、本市が早急に保健所政令市への移行を目指すことを神奈川県に要望したところ、それが受け入れられ、当面、神奈川県が茅ヶ崎保健福祉事務所の運営を現在地で継続することとなりました。

4 茅ヶ崎の保健所の沿革

茅ヶ崎保健福祉事務所は、昭和46年4月1日、現在地（茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号）に神奈川県茅ヶ崎保健所として開設されました。茅ヶ崎駅から徒歩13分と、茅ヶ崎市の住民にとって利便性の高い立地条件のもと、地域の公衆衛生施策が推進されてきました。

平成9年4月1日、茅ヶ崎保健福祉事務所、茅ヶ崎保健所及び寒川福祉事務所として再編され、地域の保健福祉施策が一体的に展開されることとなりました。

平成15年6月1日、茅ヶ崎保健所衛生検査課の業務が神奈川県衛生研究所（茅ヶ崎市下町屋一丁目3番1号）へ移管されました。

平成20年4月1日、茅ヶ崎保健福祉事務所となり、茅ヶ崎市及び寒川町を所管区域とする保健所と、寒川町を所管区域とする福祉事務所を包含する行政機関として現在に至っています。

5 茅ヶ崎市の地域保健行政の現状と課題

本市の地域保健行政は、保健師を中心に妊産婦・乳幼児・成人・高齢者の各ライフステージや障害などの分野において、健康の保持増進や疾病予防などの市民に身近な対人保健サービスを提供してきました。

(1) 保健センターの現状と課題

本市の保健センターは、昭和56年11月1日、茅ヶ崎市地域医療センター内に整備されました。以来、乳幼児の健康診査や相談・教室など、市民に身近な対人保健サービスを持続的に提供しています。

市役所から保健センターまでは、自転車又は自動車で約10分、徒歩約20分かかる距離があります。保健センターでは、ほぼ毎日、母子保健等の事業が行われており、職員は、事業に使う大きな道具のほか、健診対象者の名簿などの個人情報を持って往復しなければならないのが現状です。

保健センターで実施する健康診査や相談等に参加した方の中に、専門的な支援につなげる必要がある方が現れた場合、保健センターと茅ヶ崎保健福祉事務所との連携が重要ですが、県と市の組織の違いや施設間の距離等により、迅速な連携が難しいという課題があります。

また、地域医療センターには、エレベーターがなく、2階にある保健センターにベビーカー等で行くことができないのが現状です。また、駐車場の台数が16台と少なく、利用者には駐車場の利用をご遠慮いただいております。交通アクセスが必ずしも良い

とは言えない立地条件の中で、乳幼児を連れた来所にご不便をおかけしています。

(2) 健康危機管理の現状と課題

感染症の流行等による健康危機への対応については、これまで以上に迅速かつ正確な情報収集が必要となりますが、そこに遅れが生じた場合、対応が後手に回るおそれがあるのが現状です。

平常時からの国や県をはじめとする関係機関との協力体制の構築が求められます。さらに、市立病院をはじめとする各医療機関とも連携を強め、広域的な地域医療体制の整備を進めることが重要です。

また、平常時・有事を問わず、各機関が情報共有しながら、迅速かつ的確に行動するために必要な取組が求められます。

(3) 保健師業務の現状と課題

保健師は、地域看護、公衆衛生看護の専門職として地域住民に対し地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う役割を担っています。

本市では、母子保健法に基づき昭和43年に保健師が配置された後、社会情勢に伴う保健対策の変化により、必要な保健師数を確保してきました。平成22年4月に総合計画基本構想の体系に合わせた組織改正が行われ、現在27名の保健師が4部7課に分散配置されています。

分散配置の効果として、各分野での専門的な視点による健康課題への対応、活動範囲の拡大と健康施策への関与、各種ネットワークの構築等が挙げられる一方で、乳幼児期からの健やかな発育とよりよい生活習慣の形成など、ライフステージを通じた健康課題への対応や家族単位の支援、災害時活動や実習生の受入れ等の横断的な対応の調整、保健師の資質の向上に資する現任教育の場の確保等が課題となっています。

(4) 療育相談（こどもセンター、家庭児童相談室）の現状と課題

こどもセンターは、子の発達についての悩みなど、子育てに関する様々な悩みごとの相談を受けています。

家庭児童相談室は、児童虐待の予防及び対応を目的として、「子育てで疲れる・子どもを叩いてしまった」などの子育てに関する様々な悩みごとの相談を受けています。

こどもセンターと家庭児童相談室は、未熟児の訪問指導や乳幼児健康診査などを通じて保健師が把握した養育上の課題に対応するため、母子保健や精神保健と児童福祉の緊密な連携が不可欠となっています。

こどもセンターの設置場所（茅ヶ崎市今宿444番地2）は、茅ヶ崎駅からバスと徒歩で約15分と離れており、市役所周辺の行政拠点地区からも離れていることから、利用者の利便性はもとより、本市の家庭児童相談室をはじめとする関係課や各関係機関との業務上の連携に課題があるのが現状です。

保健所政令市への移行にあたり、こどもセンターや家庭児童相談室、母子保健の所管課が近接した場所で業務を行うことが理想です。

第2 保健所政令市に移行する意義と時期

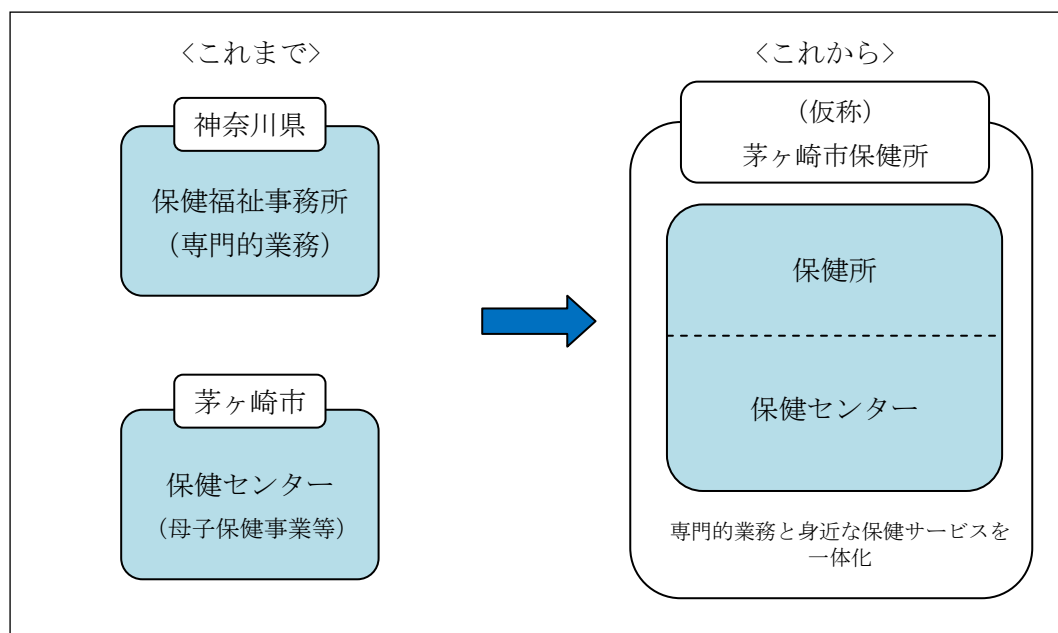
1 保健所政令市に移行する意義

(1) 保健所と保健センターの一体化による総合的な保健サービスの提供

現在、保健所は神奈川県が所管し、疾病の予防や健康増進、公衆衛生等に関する専門的な対人・対物保健サービスを提供しています。一方、本市では、主に保健センターで乳幼児の健康診査や教室など、市民に身近な対人保健サービスを提供してきました。基礎自治体である本市が保健所を所管し、保健所と保健センターを一体化することで、総合的な保健サービスを提供する体制が整備されます。

例えば、保健センターで実施する乳幼児の健康診査などを通じて把握した養育上の課題を抱える家庭をその場で保健所につなげることが可能になることから、早い段階で専門的な見地からの支援を得られ、適切なサービスにつながりやすくなる効果が期待できます。

【イメージ】



(2) 迅速・的確な健康危機管理体制の構築

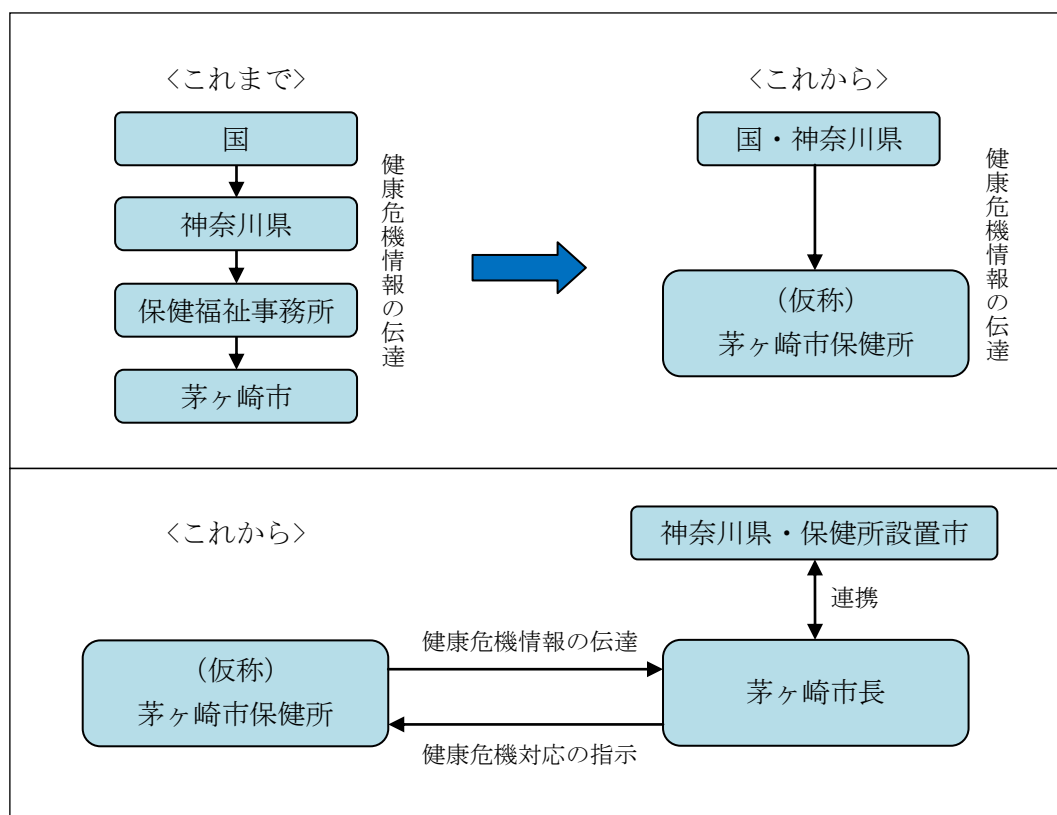
市民の食の安全や感染症に対する健康危機等に関する情報について、神奈川県を経由することなく、国から直接入手できるものが増えることから、これまで電子メールを通じても数日間かかっていた情報が1～2日で伝わるようになります。

また、保健所の現場で得た健康危機等に関する情報が保健所長を通じて市長に直接伝わるようになります。

このように情報の伝達が速くなることにより、初動体制の整備と地域への周知に迅速かつ的確に対応することができるようになります。

さらに、神奈川県をはじめ、他の保健所設置市との連携を強め、情報交換を行いながら健康危機管理体制を構築します。

【イメージ】



(3) 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進

保健センターの整備により本市の母子保健など対人保健サービスの提供体制が進みました。また、本市では、健康増進計画や食育基本計画など、市民の健康増進に関する施策を積極的に進めています。

一方、保健所は、環境衛生や食品衛生などの対物保健サービスのほか、精神保健、難病対策、結核対策、エイズ対策、肝炎対策、健康危機管理などの専門的な施策に加え、災害時活動や実習生の受入れ等に横断的に取り組んでいます。

こうした状況を踏まえ、本市が保健所政令市に移行することにより、本市の総合計画はもとより、本市が策定する様々な個別計画と整合を図ることが容易になることから、地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進することができるようになります。

(4) 自主的・自立的な市政の推進

保健所政令市に移行することにより、母子保健、精神保健等に関する事務など、様々な分野において、これまで地方分権一括法等により進められてきた神奈川県から本市への権限移譲の取り組みをさらに進め、新たな権限と責任に基づき、より自主的・自立的な市政の推進が図られます。

2 保健所政令市への移行の時期

「第1 現状と課題」で述べた様々な課題を踏まえ、「1 保健所政令市に移行する意義」で述べた4つの事項の実現を目指すため、平成29年4月に本市が保健所政令市に移行し、市民の皆さまにとって、より身近できめ細やかな地域保健・公衆衛生行政に取り組むこととします。

第3 保健所政令市の業務

保健所政令市は、地域保健法第6条に基づき、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、同法第7条に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業を行います。

○地域保健法（抄）

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

- 一 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 五 医事及び薬事に関する事項
- 六 保健師に関する事項
- 七 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 九 歯科保健に関する事項
- 十 精神保健に関する事項
- 十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 十二 エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
- 二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 歯科疾患その他厚生労働大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
- 四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

1 保健所政令市への移譲事務

保健所政令市への移行に伴い、神奈川県から移譲される事務は、法令に基づく保健所設置市又は市長の権限による事務、法令に基づく保健所又は保健所長の権限による事務等に分類され、約74項目の移譲事務を見込んでいます。

また、関係法令に基づく知事の権限のうち、地方自治法第252条の17の2の規定により、茅ヶ崎市長と協議が整った事務については、事務処理の特例に関する条例（神奈川県）に規定された事務を処理することとなります。

(資料編「3 県から政令市への移譲事務」を参照)

2 保健所政令市移行に伴う組織体制

(1) 保健所の組織体制

本市の保健所の組織は、現在の県の組織体制を基本に、先進の保健所設置市の例を参考にしながら整備を図ります。

これまで本市が保健センターで提供してきた乳幼児の健康診査や教室など、市民に身近な対人保健サービスと、保健所が提供する感染症予防や食品衛生、環境衛生業務などの専門的な対人・対物保健サービスを一体化することで、効率的かつ効果的なサービス提供体制の整備を目指します。

そこで、保健所に関連する組織の再編を行い、保健センターを所管する組織を新設し、専門的な保健所機能と連携しながら健康づくりに関する各種事業を実施します。

また、環境部の動物愛護事業などの業務を保健所に移管する方向で検討します。

(資料編「4 保健所政令市移行に伴う組織図」を参照)

(2) その他関連事業に係る組織対応

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく業務

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に基づく業務は、現在、湘南地域県政総合センター環境部において行われていますが、保健所政令市に移行すると、本市が行う業務となります。同法は、自動車のリサイクルに携わる関係者に適正な役割を担っていただくことによって、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行う仕組みを定めたものです。

この業務の移譲にあたり、本市では、資源循環施策を推進する環境部において担当することとします。

イ 浄化槽法に基づく業務(調整中)

浄化槽法に基づく業務は、県では保健福祉事務所において行われていますが、保健所設置市である横浜・川崎・横須賀の各市では環境部において、相模原市・藤沢市では下水道部において行われています。

本市では、どの部局で行うのが適切なのか、引き続き検討を進めます。

3 各種受付事務について

保健所で実施することとなる主な各種相談業務や許可・届出などを受ける事務は次のとおりです。

項目	相談	許可・届出
医療	・医療機関に関する相談 ・医療機関の開設等に関する相談	・医療機関(病院、診療所等)の許可申請・届出 ・医療従事者(医師、歯科医師、看護師等)の免許交付申請・届出

栄養	・食事療法が必要な方の栄養相談 ・特定給食施設（学校、病院、事業所、福祉施設など）の栄養管理指導	・特定給食施設設置等の届出 ・給食施設栄養管理報告書
こどもの健康	・慢性疾患等のあるお子さんご家族の相談・交流会 ・通常の歯科検診を受けにくいお子さんを対象とした検診・食べ方相談	
女性の健康	・女性のからだところの相談	
感染症	・エイズ相談、H I V抗体検査 ・B型・C型肝炎血液検査 ・結核等感染症に関する相談 ・性感染症予防教育等	・患者発生届 ・公費負担申請 ・感染症協議会の開催
精神保健	・精神保健相談（こころの健康相談、精神障害者の家族教室、物忘れ相談、アルコール依存症の相談等）	・医療保護入院、退院届 ・警察官からの通報受理、調査 ・精神科病院実地指導、実地審査
疾病対策	・難病（特定疾患）患者の療養支援 ・難病患者や支援者を対象とした講演会等のネットワーク事業	・特定疾患医療受給者証申請
環境衛生	・ペットの飼育相談 ・住環境（害虫等）に関する相談・ ・浄化槽の維持管理の相談 ・理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、プール等の環境衛生営業施設、薬事、動物等に関する苦情受付	・理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館、プール等の営業許可・届出 ・温泉、浄化槽等の申請・届出 ・薬局、薬店、毒物劇物の販売等の許可申請・届出
食品	・飲食店等の食品営業施設の相談 ・食品の安全性、表示に関する相談 ・飲食店等の食品営業施設、食品等に関する苦情受付	・飲食店の営業、食品製造、販売等の許可・届出 ・調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師の免許申請・届出

第4 保健所政令市移行に伴う職員体制

1 保健所に必要な職種

保健所長は、地域保健法施行令第4条の規定により、原則として医師であることとされています。

また、同施行令第5条の規定では、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、保健所を設置する地方公共団体の長が必要と認める職員を配置することとされています。

（資料編「5 保健所の業務に必要な職」を参照）

2 職員体制の整備に関する基本的な考え方

平成29年4月からの保健所政令市への移行を円滑に進めるには、早い段階から職員体制の整備に取り組む必要があります。

職員体制の整備は、現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の職員配置状況を基本に、保健センター業務の運営に必要な職員数を踏まえ、現行の市の事務と重複している事務や県からの権限移譲を受けない事務、寒川町のみに対応する事務に携わる職員数等を考慮して検討します。

また、保健所政令市に移行すると、前述のとおり様々な職種の職員が配置されることとなります。保健所は、本市の職員が経験のない業務が多いことから、保健所業務を担う職員の人材育成は、非常に重要であると考えています。したがって、保健所政令市への移行前から人材育成に取り組むとともに、移行後においても、人材育成に計画的に取り組む方向で検討します。

(1) 職員体制

保健所政令市への移行に伴い、現在の茅ヶ崎保健福祉事務所で行っている保健所業務を担う職員数（42人）に県の本課で行っている業務に相当する業務や保健センター業務、環境部の一部の業務等に必要な職員（37人）を合わせ、79人程度の職員が必要となると考えられます。

保健所業務の移管に当たっては、今後、県との調整を進める中で詳細な検討を行い、事務事業の体系を整理したうえで配置職員数を決定します。

また、その他必要に応じて非常勤職員の配置を検討します。

(2) 職員の確保

保健所政令市移行の当初に当たっては、現在の県が行っている対象業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を継続できる職員体制を確保します。

保健所業務は、専門的な知識や技術、経験等が必要な分野が多く、移管業務の執行の習熟には一定の期間が必要となります。このため、新規職員採用開始年度は、平成27年度とします。

(3) 職員の研修

職員の研修については、保健所政令市移行前から県の協力を得ながら市職員の育成を行います。保健所政令市移行後は、県職員の派遣等の支援を受けるとともに、継続的に市職員の育成に取り組めます。

ア 保健所政令市移行前の職員研修

保健所政令市移行前は、県との個別協定による市職員の研修派遣や神奈川県及び市町村職員交流システム要綱に基づく職員交流システム等を活用し、保健所に関する市職員の未経験分野を中心とした様々な業務を実地で学ぶことにより、本市の保健所運営にその知識と経験を生かすため、可能な限り茅ヶ崎保健福祉事務所を中心に、県域の保健福祉事務所等に職員を長期的に派遣し、保健所業務を担う人材育成

を計画的に行うことができるよう調整します。

イ 保健所政令市移行後の職員研修

本市が保健所政令市に移行した後も、神奈川県との協力による人的支援が一定の期間継続されるように協議を行います。県の人的支援は、市職員の育成に伴って段階的に減員することとなります。

具体的には、地方自治法第252条の17の規定あるいは職員交流システム等を活用し、保健所業務の円滑な移管と本市職員が指導を受ける機会を得るため、県職員の派遣について調整します。

また、本市に現在任用されていない職種、例えば、獣医師や歯科医師等については、人事ローテーションの職場が少ないことが想定されることから、藤沢市や相模原市、地域の保健福祉事務所等との人事交流の実施について、検討・協議を進めていきます。

さらに、国立保健医療科学院等が実施する専門的な研修への派遣も視野に入れた研修計画を検討します。

第5 施設の活用等

現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎は、昭和46年4月1日に神奈川県により運営が開始されて以来、改修を重ねながら施設の維持管理が行われてきましたが、築42年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

そのため、本市の保健所政令市への移行にあたっては、茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎を活用することも含め、中長期的視野に立ち、施設の将来像についての検討・協議を進めることが求められます。

1 既存施設の有効活用

本市が保健所政令市に移行するときには、前述のとおり保健センターを併設することを検討しており、妊婦や乳幼児を連れた親などが訪れる機会が大きく増えることが想定されます。

今後、利用者の利便性と快適性に留意する方向で、神奈川県にも協力を仰ぎながら、茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎の活用について、検討・協議を進めていきます。

2 その他の施設等

(1) 衛生検査業務を行う施設

衛生検査業務は、検査結果の信頼性を確保するため、高度の検査精度が求められます。そのため、最新の検査機器を整備するとともに、検査員の確保及び育成が必要となります。

現在、神奈川県内の保健福祉事務所で必要な検査は神奈川県衛生研究所において行っています。検査業務を衛生研究所及び民間の検査事業者等へ業務委託することも視野に入れ検討を進めていきます。

(2) 犬の抑留等施設

犬の抑留施設は、狂犬病予防法により抑留した犬を収容するために必要な施設ですが、犬の一時的な抑留施設を除き、先進の保健所設置市と同様に捕獲は民間に、抑留等の事務を神奈川県へ業務委託する方向も含めて検討・協議を進めていきます。

(3) 精神保健相談業務の連携施設

精神保健相談業務については、神奈川県精神保健福祉センターとの連携のあり方について検討・協議を進めていきます。

3 将来構想

本市では、現在の茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎を活用する方向で検討・協議を進めています。

しかしながら、施設の老朽化が進んでいることから、継続的に使用することは難しい状況にあり、将来的には、保健所と保健センターのほか必要な機能を有する施設を建設することが考えられます。その際には、施設の課題整理を行うとともに、財源調整を行いながら事業手法を検討することとします。

第6 財政計画

1 歳入の見込み

かつて、国は保健所政令市に対して保健所運営交付金を交付していましたが、平成6年度からそのすべてが一般財源化され、地方交付税により措置されることとなりました。

本市の保健所政令市への移行に伴い、財源として見込まれる地方交付税を平成25年度の基準により試算すると、4億円程度の基準財政需要額の増額が考えられます。また、茅ヶ崎保健福祉事務所では、環境衛生手数料や食品衛生業務手数料、免許交付手数料などの各種手数料収入が毎年度1千万円程度ありますので、財源として見込むことができます。さらに、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、県の事務処理の特例に関する条例により知事の権限に属する事務の一部を本市が処理する場合、市町村移譲事務交付金として県支出金を受けることが見込まれます。

2 歳出の見込み

(1) 事業費の見込み

茅ヶ崎保健福祉事務所の平成24年度決算では、約8千万円の事業費を執行しています。その他の経常経費としては、保健所業務システム等に要する経費に約3千5百万円、衛生検査業務の委託に約2千万円の事業費を要するものと考えられます。

また、茅ヶ崎保健福祉事務所の県庁舎を活用することになった場合、施設使用料が必要になります。

(2) 人件費の見込み

前述の職員体制で示した79人程度の職員のうち、増員となる職員は、現在の茅ヶ崎保健福祉事務所で行っている保健所業務を担う職員（42人）と県の本課で行って

いる業務に相当する業務に対応する職員（３人）として、増加する市保健所の職員給与費は約３億８千万円と見込んでいます。

第７ 保健所業務システムの整備

現在、茅ヶ崎保健福祉事務所では、パーソナルコンピュータの活用により、いくつかのシステムが稼働しているほか、結核・感染症発生動向調査システムや医療機関行政情報システム等により、神奈川県や国との間で情報の送信等が行われています。

本市では、保健所政令市への移行に伴い、保健所及び保健センター業務の効率化を図るとともに、保健所内部での業務連携を進めます。そのため、保健所業務システムの開発が必要となります。

第８ 条例等の整備

本市の保健所政令市への移行に伴い、法律に基づき条例及び規則等の制定又は改正を行う必要があります。

１ 保健所設置条例

地域保健法第５条第１項及び地方自治法第１５６条の規定により、行政機関として保健所の設置を条例で定めることとなります。

２ 附属機関設置条例及び各附属機関の規則

法律の規定により、附属機関の設置を条例で定める必要があることから、茅ヶ崎市附属機関設置条例の改正とともに、各附属機関の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることとなります。

３ 事務委任規則

地域保健法第９条の規定により、保健所を設置する市の市長及び神奈川県知事から保健所長への事務委任に関する規則を定めることとなります。

４ 手数料条例及び手数料条例施行規則

保健所が担う様々な許認可等の事務や登録等の事務の執行に対し、手数料を徴収することとなるため、地方自治法第２２７条及び第２２８条の規定により、茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市手数料条例施行規則等の改正が必要となります。

５ その他の条例、規則等

個別の法律により、保健所を設置する市又は市長が定めることとされている基準等についても、その施行に必要な条例、規則等を定めることとなります。

第９ 附属機関

本市の保健所政令市への移行に伴い、法律に基づく附属機関を新たに設置する必要があります。

１ 感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により必置の附属機関です。

保健所設置市の市長の諮問に応じ、同法第18条第1項の規定による就業制限及び第20条の規定による感染症指定医療機関への入院の勧告及び入院の期間の延長、第37条の2第1項の規定による結核患者等の医療費の申請に関する必要な事項を審議することとなります。

委員3人以上で組織することとされ、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから保健所設置市の市長が任命します。

2 保健所運営協議会

地域保健法第11条に規定による保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、任意に設置できることとされています。

本市が策定する様々な行政計画や各種施策との連携を図るという視点も含め、設置について検討します。

第10 保健所政令市移行の推進体制

1 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議

本市の保健所政令市への移行の円滑な推進を図るため、保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議を設置します。連絡調整会議は、神奈川県と茅ヶ崎市の関係職員により組織され、保健所政令市移行基本計画の策定に係る調整を行うほか、保健所政令市への移行準備に係る連絡調整を行います。

連絡調整会議には、業務検討会議及び8つの部会を設置します。

業務検討会議は、連絡調整会議の事務局としての性格を有し、個別案件の課題整理を行う役割を担います。また、8つの部会（保健所施設関係部会、企画調整業務部会、保健福祉業務部会、保健予防業務部会、環境衛生業務部会、食品衛生業務部会、廃棄物対策業務部会、衛生検査業務部会）は、個別案件の具体的な方針案を策定する役割を担います。

2 茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議

本市の保健所政令市への移行の円滑な推進を図るため、茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議を設置します。庁内検討会議は、庁内の関係職員により組織され、職員、施設、財政、システム、条例・規則等に関する事項について必要な調査及び検討を行います。

資料編

1 茅ヶ崎市の保健衛生行政の経緯

1968 年 (昭和 43 年)	母子保健法に基づき保健師を配置。
1978 年 (昭和 53 年)	7 月、1 歳 6 か月児健診事業開始。
1981 年 (昭和 56 年)	1 1 月、茅ヶ崎市地域医療センター開所。(1 階に「休日急患センター」を、2 階に「保健センター」を整備)
1983 年 (昭和 58 年)	2 月、老人保健法の施行に伴い、老人保健事業を開始。
1992 年 (平成 4 年)	母子保健指導事業が県から市へ移譲。 これまで市民課で交付していた母子健康手帳を健康課で交付を始める。
1997 年 (平成 9 年)	3 月、「第 1 次茅ヶ崎市母子保健計画」策定。(計画期間：平成 9 ～ 13 年度) 4 月、地域保健法・母子保健法の改正に伴い、母子保健事業及び栄養改善事業が県から市へ移譲。
2000 年 (平成 12 年)	1 1 月、「健やか親子 2 1」策定。(母子保健の 2010 年までの国民運動計画)
2002 年 (平成 14 年)	3 月、「第 2 次茅ヶ崎市母子保健計画」策定。(計画期間：平成 14 ～ 18 年度) 精神保健福祉法の改正に伴い、通院医療費公費負担、精神障害者保健福祉手帳の申請受理事務等の精神保健福祉業務を障害福祉課で開始。
2005 年 (平成 17 年)	3 月、次世代育成支援対策推進法に基づく「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」策定。(当該計画に茅ヶ崎市母子保健計画の母性並びに乳幼児及び乳児の健康確保及び増進等の内容が包括される。)
2007 年 (平成 19 年)	「第 3 次茅ヶ崎市母子保健事業計画」策定。(計画期間：平成 19 ～ 21 年度)
2008 年 (平成 20 年)	老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正され、保険者に対して特定健診及び特定保健指導が義務付けられる。 1 2 月、「第 1 次茅ヶ崎市食育推進計画」策定。(平成 20 年度～ 25 年度)
2009 年 (平成 21 年)	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、「育児支援家庭訪問事業」が法制化され、生後 4 か月までの乳児のいる全家庭の訪問及び養育支援が必要と判断される家庭への支援が市町村の努力義務とされる。
2010 年 (平成 22 年)	3 月、「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」策定。 4 月、総合計画基本構想の体系に合わせた組織改正により、保健師が 4 部 7 課（総務部職員課、文化生涯学習部スポーツ健康課、保健福祉部保健福祉課、保健福祉部保険年金課、保健福祉部障害福祉課、保健福祉部高齢福祉介護課、こども育成部こども育成相談課）に分散配置される。 5 月、「茅ヶ崎市市内保健師活動連絡会」設置。

	「第4次茅ヶ崎市母子保健事業計画」策定。(計画期間：平成22～24年度)
2011年 (平成23年)	4月、「幼児のことばの教室」が市教育委員会から市長部局のこども育成部こども育成相談課へ移管。
2012年 (平成24年)	4月、未熟児訪問指導の一部が県から市へ移譲。 10月、休日急患センターを「休日・夜間急患センター」に改称。平日・土曜日の夜間診療を開始。
2013年 (平成25年)	1月、「茅ヶ崎市健康増進計画」策定。(計画期間：平成25年度～32年度) 3月、「第5次茅ヶ崎市母子保健事業計画」策定。(計画期間：平成25～27年度) 4月、低出生体重児の届け出や、未熟児訪問指導、療育医療が県から市へ移譲。
2014年 (平成26年)	3月、「第2次茅ヶ崎市食育推進計画」策定。(平成26年度～32年度) 4月、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に進め、市民の健康を保持増進するため、「茅ヶ崎市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例」を制定。

2 関係法令

- (1) 統計法
- (2) がん登録等の推進に関する法律
- (3) 医療法
- (4) 医師法
- (5) 歯科医師法
- (6) 薬剤師法
- (7) 保健師助産師看護師法
- (8) 視能訓練士法
- (9) 理学療法士及び作業療法士法
- (10) 歯科技工士法
- (11) 臨床検査技師等に関する法律
- (12) 診療放射線技師法
- (13) 栄養士法
- (14) 柔道整復師法
- (15) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- (16) 死体解剖保存法
- (17) 老人福祉法
- (18) 介護保険法
- (19) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- (20) 身体障害者福祉法
- (21) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- (22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (23) 母体保護法
- (24) 母子保健法
- (25) 学校保健安全法
- (26) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (27) 歯科衛生士法
- (28) 歯科口腔保健の推進に関する法律
- (29) 健康増進法
- (30) 児童福祉法
- (31) 社会福祉法
- (32) 構造改革特別区域法
- (33) 民生委員法
- (34) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- (35) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (36) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- (37) 出入国管理及び難民認定法
- (38) 検疫法
- (39) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

- (40) 予防接種法
- (41) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- (42) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
- (43) 理容師法
- (44) 美容師法
- (45) クリーニング業法
- (46) 公衆浴場法
- (47) 旅館業法
- (48) 興行場法
- (49) 神奈川県海水浴場等に関する条例
- (50) 温泉法
- (51) 浄化槽法
- (52) 建築基準法
- (53) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (54) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例
- (55) 化製場等に関する法律
- (56) 狂犬病予防法
- (57) 動物の愛護及び管理に関する法律にも度づく事務
- (58) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- (59) 薬事法
- (60) 毒物及び劇物取締法
- (61) 麻薬及び向精神薬取締法
- (62) 覚せい剤取締法
- (63) 調理師法
- (64) 製菓衛生師法
- (65) 食品衛生法
- (66) 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例
- (67) 魚介類行商等に関する条例
- (68) 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例
- (69) と畜場法
- (70) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
- (71) 牛海綿状脳症対策特別措置法
- (72) 使用済自動車の再資源化等に関する法律

3 県から政令市への移譲事務

県から政令市への移譲事務			根拠別分類			権限別分類		
No.	名 称	法律	政令	省令	国告示等	関連事務	左合計	右合計
								政令市(長)
								保健所(長)
								その他要員
								特別要員等
								市に委託
1	各種統計調査に関する事務	1	7	24	12		44	44
2	医療法に関する事務	31	9	32		33	105	105
3	医師法に関する事務			1		8	9	9
4	歯科医師法に関する事務					8	8	8
5	薬剤師法に関する事務					7	7	7
6	保健師助産師看護師法に基づく事務	1		1		15	17	17
7	技能訓練士法に関する事務					8	8	8
8	理学療法士及び作業療法士法に関する事務					8	8	8
9	歯科工士法に基づく事務	5				10	15	15
10	臨床検査技師等に関する法律	9		10	1	15	35	35
11	診療放射線技師法に関する事務					12	12	12
12	栄養士法に関する事務			1		21	22	22
13	柔道整復師法に関する事務	6				6	6	6
14	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく事務	10				2	12	12
15	死体解剖保存法に基づく事務	4		1		9	14	14
16	老人福祉法に関する事務	1				1	1	1
17	介護保険法に関する事務	1				1	1	1
18	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に関する事務	2				2	2	2
19	身体障害者福祉法に関する事務		4			4	4	4
20	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に関する事務	1				1	1	1
21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事務			1	5	4	10	10
22	母体保護法に関する事務		3	11	7	4	19	19
23	母子保護法に関する事務					7	7	7
24	学校保健安全法に基づく事務	2	2			4	4	4
25	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務	2	3			5	5	5
26	園科衛生士法に基づく事務	1				1	2	2
27	歯科口腔保健の推進に関する法律に関する事務	1			1	2	2	2
28	健康増進法にも度づく事務	20		3	13	36	36	36
29	小児医療振興に関する事務				4	4	4	4
30	児童福祉法に関する事務	8			4	6	18	18
31	社会福祉法に関する事務			1		1	2	2
32	構造改革特別区域法に関する事務			2		2	2	2
33	民生委員法に関する事務	1				1	1	1
34	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に関する事務					77	77	77
35	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務	149		29	1	7	186	186
36	新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務	1				1	1	1
37	収容施設等の感染症報告に関する事務			4		4	4	4
38	検疫法に基づく事務	15				15	15	15
39	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関する事務	3				3	3	3
40	特殊疾病に関する事務				4	4	4	4
41	予防接種法に関する事務	2				2	2	2
42	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務	13			20	1	34	34
43	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく事務	2				2	2	2
44	認知症に関する事務				7	7	7	7
45	理容師法に関する事務	9	2	7		18	18	18
46	美容師法に関する事務	9	2	7		18	18	18
47	クリーニング業法に関する事務	12		6	2	10	30	30
48	公衆浴場法に関する事務	11		6		17	17	17
49	旅館業法に関する事務	20	4	5	1	30	30	30

No.		名 称	法 律	政 令	省 令	根 拠 別 分 類	権 限 別 分 類							
							左 合 計	右 合 計	政 令 市 (県)	保 健 所 (長)	そ の 他 更 員	特 別 委 任 更 員	市 に 委 託	
50		興行場法に関する事務	8				8	8	8					
51		県海水浴場条例に関する事務					15	15				15		
52		温泉法に関する事務	12		6		44	62	62	18		44		
53		浄化槽法に基づく事務	19				19	19	19					
54		建築基準法に関する事務	2				2	2	2		2			
55		建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務	14		5	4	8	31	31	14	3	14		
56		えなその他出産に伴う産あひ物処理業者条例に基づく事務					7	7				7		
57		化製場等に関する法律に基づく事務	16				10	26	26					
58		狂犬病予防法に基づく事務	29	3	2		34	34	23	2	9			
59		動物の愛護及び管理に関する法律にも基づく事務	2				40	42	42	2	40			
60		有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務	5		1		6	6	6					
61		薬事法に基づく事務	32	7			33	72	72	39		33		
62		毒物及び劇物取締法に基づく事務	22	9	2		5	38	38	30	3	5		
63		麻薬及び向精神薬取締法に基づく事務					20	20				20		
64		覚せい剤取締法に基づく事務	1				1	1			1			
65		調理師法に関する事務					9	9	9			9		
66		製菓衛生師法に関する事務					9	9				9		
67		食品衛生法に関する事務	32	7	14	40	1	94	94	84	9	1		
68		ふぐ取扱い及び販売条例に基づく事務					46	46				46		
69		魚介類行商等に関する条例に関する事務					31	31				31		
70		食の安全・安心の確保推進条例に基づく事務					16	16	16			16		
71		と畜場法に基づく事務	27	12	6			45	45	44		1		
72		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務	56		6		5	67	67	64	3			
73		牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく事務	5		1		1	7	7		7			
74		使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務	62					62	62	62				
		合 計	697	74	195	123	571	1,660	1,660	881	254	14	511	0

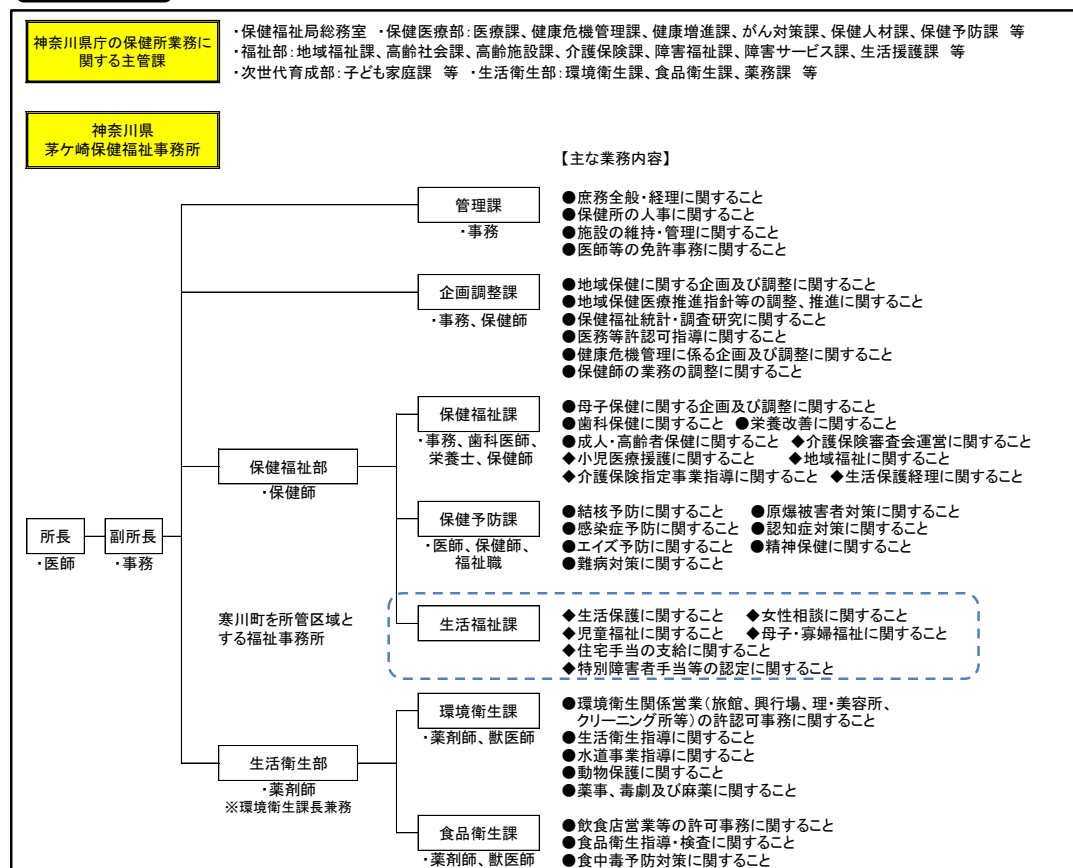
※ この表は、現時点での県からの移譲事務の整理状況を集計したものです。今後の県の調整により変更となる可能性があります。

※ この表は、現時点での県からの移譲事務の整理状況を集計したものです。今後の県との調整により変更となる可能性があります。

4 保健所政令市移行に伴う組織図

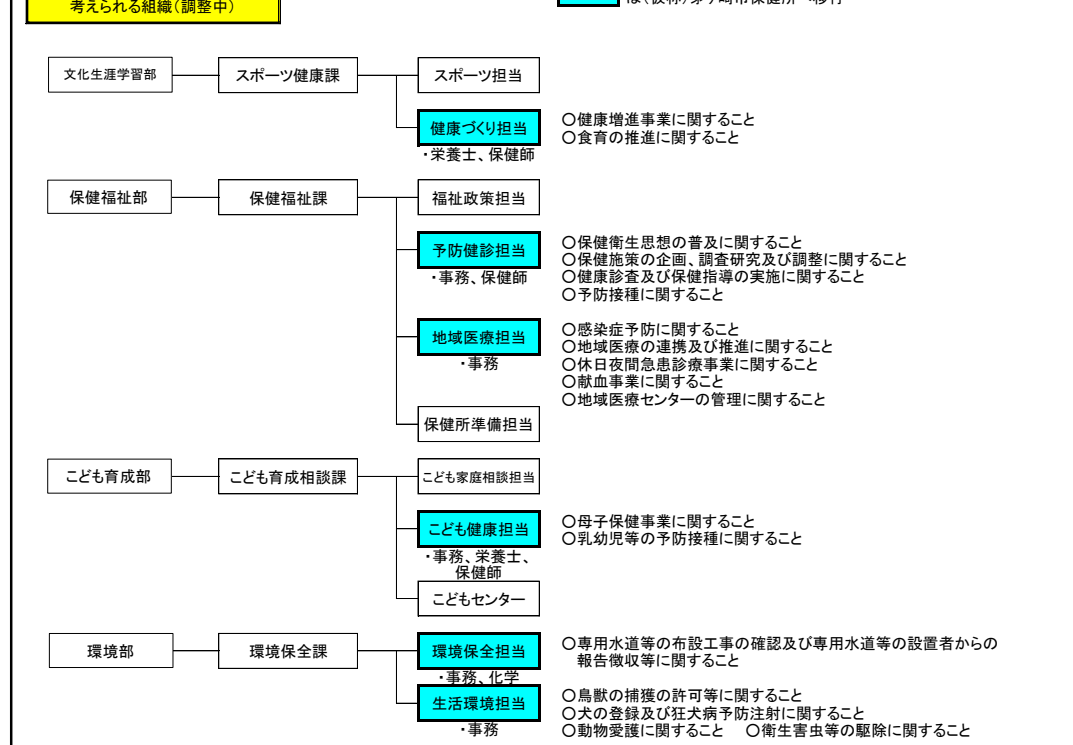
現在

●=神奈川県に移譲業務 ○=茅ヶ崎市の既存業務 ◆=神奈川県の業務(移譲されないもの)



保健所政令市移行に伴い見直しが考えられる組織(調整中)

■ は(仮称)茅ヶ崎市保健所へ移行

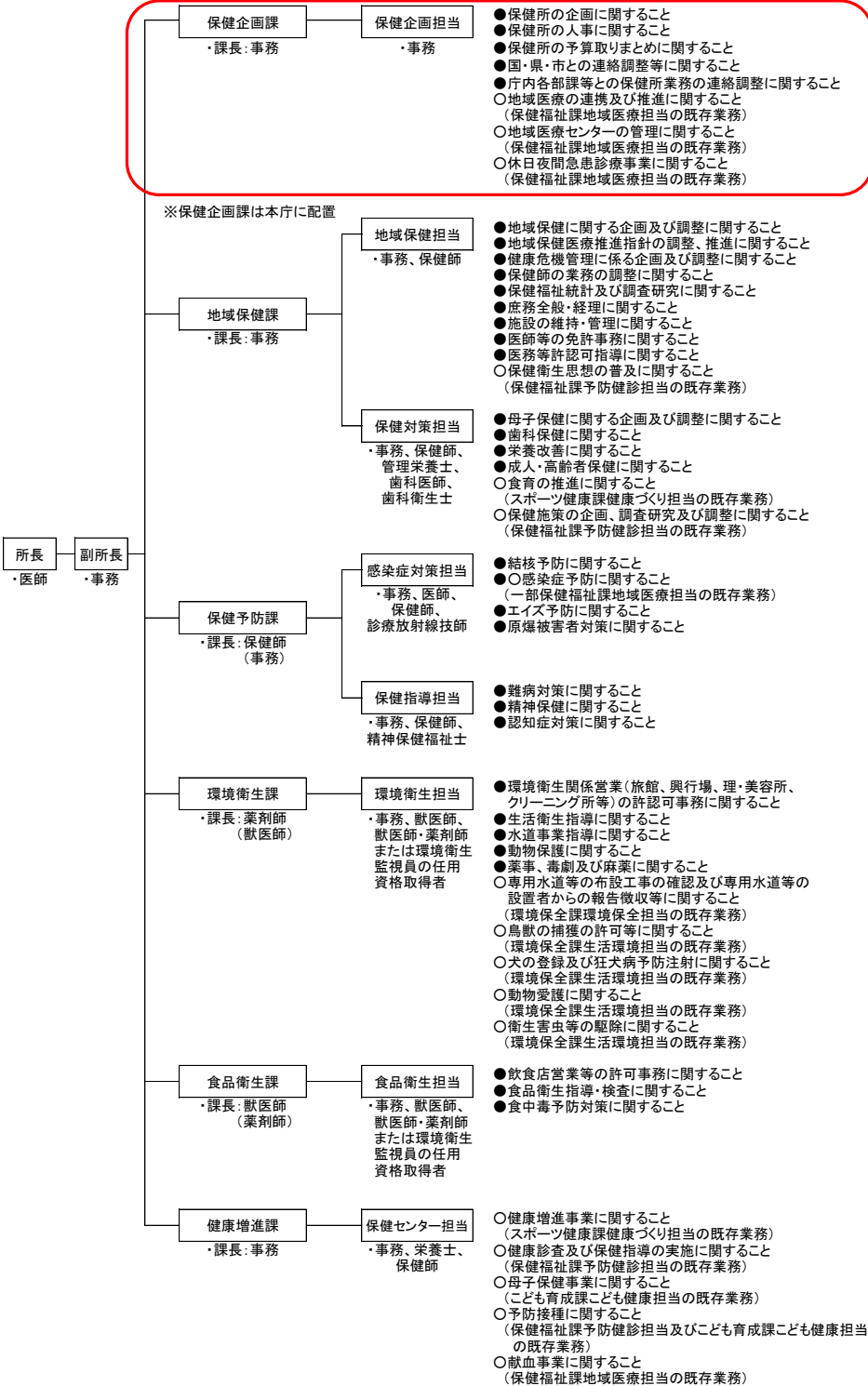


移行後

●＝神奈川県の移譲業務 ○＝茅ヶ崎市の既存業務

(仮称)茅ヶ崎市保健所(イメージ)

【主な業務内容(仮)】



5 保健所の業務に必要な職

職 名	資格及び主な業務	根拠法令
保健所長	【資格】 医師であつて、次のいずれかに該当する職員 ・ 3年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者 ・ 国立保健医療科学院の行う養成訓練の課程を経た者 ・ 厚生労働大臣が前2号と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者 ただし、医師を充てることが著しく困難な場合、一定の要件を満たす職員を充てることができる。(2年以内に限る。) 【主な業務】 ・ 保健所管内の公衆衛生活動の基本方針の決定	・ 地域保健法 第 10 条 ・ 同施行令 第 4 条
医療監視員	【資格】 ・ なし (医療に関する法規及び病院、診療所又は助産所の管理について相当の知識を有する者) 【主な業務】 ・ 病院、診療所又は助産所の報告の徴収及び立入検査や指導	・ 医療法 第 26 条 ・ 同施行規則 第 41 条
薬事監視員	【資格】 ・ 薬剤師、医師、歯科医師又は獣医師 ・ 大学又は高等専門学校で薬学、医学、歯学、獣医学、理学又は工学に関する専門の課程を修了した者であつて、薬事監視について十分な知識経験を有する者 ・ 1年以上薬事に関する行政事務に従事した者であつて、薬事監視について十分な知識経験を有する者 【主な業務】 ・ 管内で製造、流通する医薬品等の収去検査 ・ 医薬品等関係事業者の営業の許認可、衛生監視及び指導 ・ 事業者や住民に対する医薬品等に関する情報提供及び教育、知識の普及 ・ 医薬品等に関する苦情対応及び調査	・ 薬事法 第 76 条の 3 ・ 同施行令 第 68 条
毒物劇物監視員	【資格】 ・ 薬事監視員 【主な業務】 ・ 管内で製造、流通する毒物劇物の収去検査	・ 毒物及び劇物 取締法 第 17 条

	・毒物劇物関係事業者の営業の許認可、衛生監視及び指導 ・毒物劇物流出時の調査及び違反業者に対する行政処分 ・事業者や住民に対する毒物劇物に関する情報提供及び教育、知識の普及	
精神保健福祉相談員	【資格】 ・精神保健福祉士 ・大学で社会福祉に関する科目又は心理の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識、経験を有するもの ・医師 ・厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師で、精神及び障害者の福祉に関する経験を有する者 ・上記に準ずる者で、精神保健福祉相談員として必要な知識、経験を有するもの 【主な業務】 ・精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談 ・精神障害者及びその家族等の訪問指導	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 48 条 ・同法施行令 第 12 条
環境衛生監視員	【資格】 ・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・大学又は高等専門学校で医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業をした者 ・国立保健医療科学院で環境衛生学科、衛生工学科、化学検査学科若しくは細菌検査学科又はこれらに相当する課程を修了した者 【主な業務】 ・理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、墓地の営業に関する許可申請、届出の受付及び相談 ・施設の構造設備基準に基づく検査、確認や空気環境、水質その他の維持管理基準を満たすように立入監視指導	・厚生省通知 (S42. 1. 11 環衛第 7003 号) ・理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法、化製場等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律
食品衛生監視員	【資格】 ・厚生労働大臣の登録を受けた養成施設での所定の課程を修了した者 ・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師	・食品衛生法 第 30 条 ・同施行令 第 9 条

	・大学又は高等専門学校で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 ・栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する者 【主な業務】 ・レストラン、スーパー、精肉店鮮魚店などの食品関係施設の営業許可や衛生管理状況の監視指導 ・調理師、製菓衛生師免許申請の受付 ・食品に関する市民の方からの苦情、相談 ・抜き取り検査による違反食品の排除 ・営業者に対する衛生水準向上のための講習会 ・飲食に起因する危害の発生を防止 ・食中毒や食品による事故が発生した場合、被害の拡大防止、原因調査、事故の再発防止	
家庭用品衛生監視員	【資格】 ・食品衛生監視員 ・薬事監視員 ・医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ・大学又は高等専門学校で医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業をした者 ・厚生労働大臣の指定した家庭用品衛生監視員の養成施設で、所定の課程を修了した者 【主な業務】 ・健康被害を生ずるおそれがあるとして法律で指定された物質を含む家庭用品についての試買検査、製造、販売業者への立入検査、相談業務	・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 第7条 ・同施行規則 第3条
栄養指導員	【資格】 ・医師又は管理栄養士 【主な業務】 ・特定給食施設の栄養管理の実施に係る指導・助言 ・施設の立入検査 ・専門的な知識及び技術を必要とする栄養指導	・健康増進法 第19条
狂犬病予防員	【資格】 ・獣医師 【主な業務】 ・犬の抑留、捕獲、処分及び隔離等	・狂犬病予防法 第3条

6 保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市の保健所政令市への移行を円滑に推進するため、茅ヶ崎市保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 茅ヶ崎市の保健所政令市移行準備に係る連絡調整に関する事項
- (2) 茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画策定に係る調整に関する事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は、別表第1に掲げる所属の職員で構成する。ただし、このほか必要に応じて関係する所属の職員を出席させることができる。

2 連絡調整会議の議事進行は、互選により選出する議長が行うこととする。

(業務検討会議)

第4条 業務検討会議は、別表第2に掲げる所属の職員で構成し、個別案件の課題整理を行うために設ける。

(部会)

第5条 業務検討会議は、個別案件の方針案を策定するため、別表第3に掲げる部会を置く。

2 部会は、当該事項に係る所属の担当者をもって組織する。

3 部会の会長は、部会の会員の互選により定める。

4 部会の庶務は、神奈川県、茅ヶ崎市それぞれの主管課が行う。

(ワーキンググループ)

第6条 業務検討会議は、個別案件の調整を行うため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、個別案件の調整を行うために必要な関係部署の担当자로構成する。

(事務局)

第7条 各会議の事務局は次のとおりとする。

- (1) 連絡調整会議の事務局は、神奈川県においては保健福祉局総務室が、茅ヶ崎市においては保健福祉部保健福祉課が担当する。
- (2) 業務検討会議の事務局は、神奈川県においては保健福祉局総務室が、茅ヶ崎市においては保健福祉部保健福祉課及び企画部広域事業政策課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関して必要な事項は、神奈川県と茅ヶ崎市が協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

神奈川県	県民局	くらし県民部	人権男女共同参画課
		次世代育成部	子ども家庭課
	保健福祉局	総務室	
		衛生研究所	
		茅ヶ崎保健福祉事務所	
		保健医療部	医療課
			健康危機管理課
			健康増進課
			がん対策課
			保健人材課
			保健予防課
		福祉部	地域福祉課
			高齢社会課
			高齢施設課
			介護保険課
			障害福祉課
			障害サービス課
			生活援護課
		生活衛生部	環境衛生課
			食品衛生課
			薬務課
茅ヶ崎市	企画部	企画経営課	
		広域事業政策課	
	文化生涯学習部	スポーツ健康課	
	保健福祉部	保健福祉課	
		障害福祉課	
		高齢福祉介護課	
	こども育成部	子育て支援課	
		こども育成相談課	
	環境部	環境保全課	
		資源循環課	
	下水道河川部	下水道河川建設課	
	市立病院事務局	病院総務課	
		医事課	

別表第 2（第 4 条関係）

神奈川県	保健福祉局	総務室
		茅ヶ崎保健福祉事務所
茅ヶ崎市	企画部	広域事業政策課
	保健福祉部	保健福祉課

別表第 3（第 5 条関係）

保健所施設関係部会
企画調整業務部会
保健福祉業務部会
保健予防業務部会
環境衛生業務部会
食品衛生業務部会
廃棄物対策業務部会
衛生検査業務部会

7 茅ヶ崎市保健所政令市移行庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市が地域保健法第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所政令市」という。）への移行を円滑に推進するため、茅ヶ崎市保健所政令市移行に係る庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会議は、保健所政令市移行に関する準備事務を円滑に遂行するために、次に掲げる事項について必要な調査及び検討を行うものとする。

- (1) 茅ヶ崎市職員の配置に関する事項
- (2) 茅ヶ崎市職員及び神奈川県職員等の人事交流等に関する事項
- (3) 保健所施設の使用に関する事項
- (4) 保健所政令市移行に係る財政に関する事項
- (5) 保健所政令市移行に係る電子計算機業務及びネットワーク化に関する事項
- (6) 保健所政令市移行に係る条例、規則等の整備に関する事項
- (7) その他保健所政令市移行に関する準備事務の円滑な遂行に関する事項

(組織)

第3条 庁内検討会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、庁内検討会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討会議の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、会議の運営のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第7条 庁内検討会議は、第2条に掲げる事項の調査又は検討を効果的に行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及び当該事項に係る部署の担当者をもって組織する。
- 3 分科会長は、分科会員の互選により定める。
- 4 第4条及び第6条の規定は分科会について準用する。

(庶務)

第8条 庁内検討会議の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(委任)

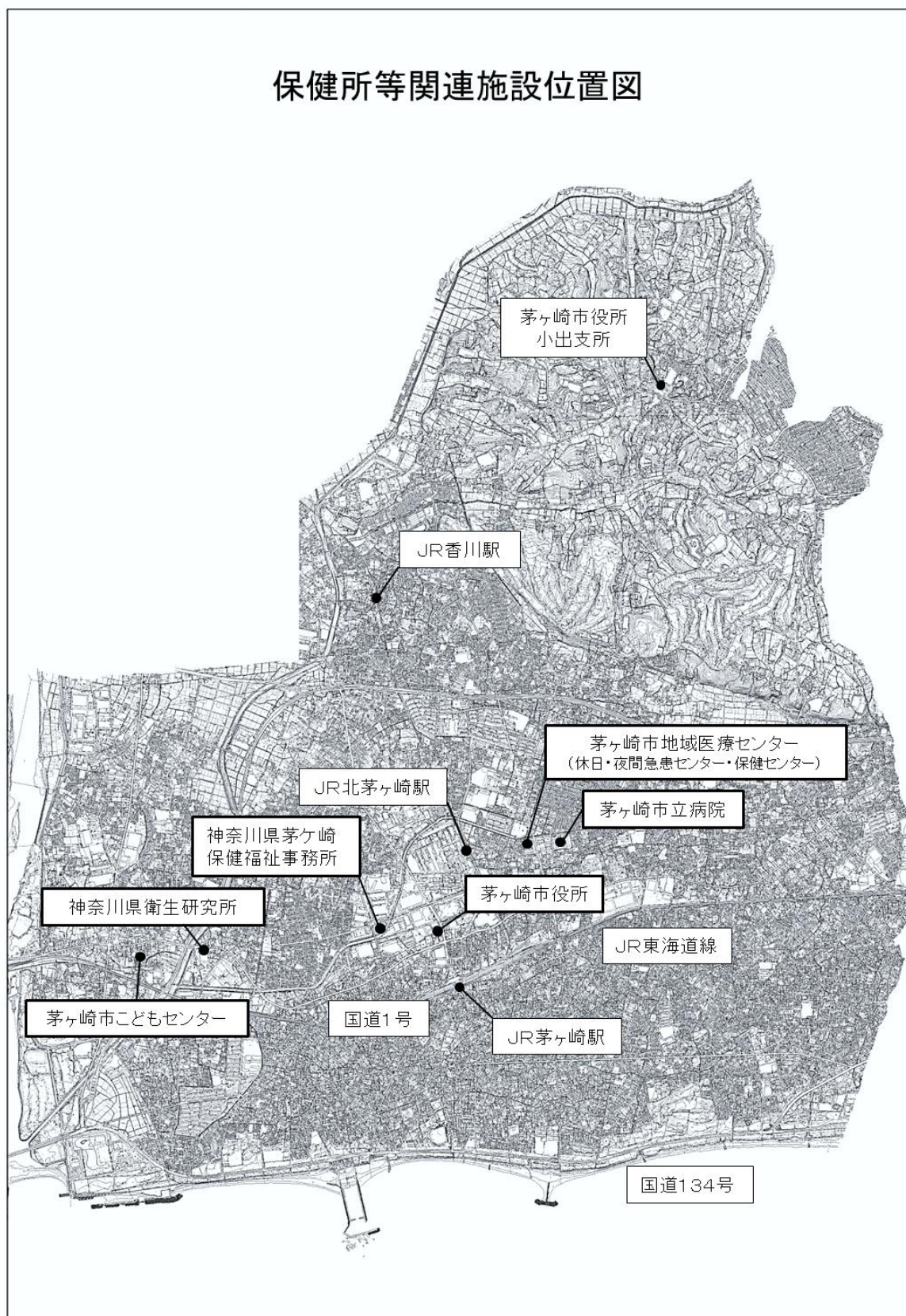
第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。
- 2 この要綱は、地域保健法施行令第1条第3号に茅ヶ崎市が規定され、施行される日限り、その効力を失う。

別表

総務部長 企画部長 財務部長 市立病院事務局長 総務部職員課長 総務部文書法務課長 企画部企画経営課長 企画部広域事業政策課長 企画部情報推進課長 企画部施設再編整備課長 財務部財政課長 財務部用地管財課長 保健福祉部保健福祉課長 市立病院事務局病院総務課長 総務部職員課労務研修担当課長 企画部企画経営課行政改革担当課長



茅ヶ崎市保健所政令市移行基本計画

平成26（2014）年 月発行

第1刷 部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 保健福祉部 保健福祉課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト

QRコード

